

1. 議事日程（第1日目）

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 行政報告
- 日程第 5 議案第44号 上天草市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 6 議案第45号 上天草市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 7 議案第46号 上天草市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 8 議案第47号 上天草市立学校設置条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 9 議案第48号 上天草市公民館条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第10 議案第49号 上天草市立図書館条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第11 議案第50号 平成25年度上天草市一般会計補正予算（第1号）
- 日程第12 議案第51号 財産の無償譲渡について
- 日程第13 報告第 1号 平成24年度上天草市一般会計予算繰越明許費繰越計算書の報告について
- 日程第14 報告第 2号 平成24年度上天草市公共下水道事業特別会計予算繰越明許費繰越計算書の報告について
- 日程第15 報告第 3号 平成24年度上天草市立上天草総合病院事業会計予算繰越計算書の報告について
- 日程第16 報告第 4号 上天草市障がい者計画の策定の報告について
- 日程第17 諮問第 1号 人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第18 同意第 2号 上天草市職員懲戒審査委員会委員の任命につき同意を求めることについて

---

2. 本日の出席議員は次のとおりである。（18名）

議長 堀江 隆臣

1番 嶋元 秀司

2番 切通 英博

3番 平田 晶子

4番	何川 雅彦	5番	田中 辰夫	6番	宮下 昌子
7番	西本 輝幸	8番	高橋 健	9番	小西 涼司
10番	島田 光久	11番	新宅 靖司	12番	田中 万里
13番	園田 一博	14番	桑原 千知	15番	渡辺 勝也
16番	田中 勝毅	17番	津留 和子		

---

3. 本日の欠席議員は次のとおりである。(0名)

なし

---

4. 会議事件説明のため出席した者の職・氏名

市 長	川端 祐樹	副 市 長	尾上 徳廣
教 育 長	鬼塚 宗徳	総 務 企 画 部 長	坂中 孝臣
市 民 生 活 部 長	大谷 達巳	建 設 部 長	楠本 金生
経 済 振 興 部 長	川端 義孝	教 育 部 長	寺本 正和
健 康 福 祉 部 長	静谷 正幸	上天草総合病院事務部長	松本 精史
市長公室長兼総務課長	舛本 伸弘	会 計 管 理 者	井上 和男
水 道 局 長	緒方 雅文	財 政 課 長	坂田 結二

---

5. 職務のため出席した者の職・氏名

議 会 事 務 局 長	山下 正	局 長 補 佐	原田 和久
参 事	小松野洋己		

---

開会 午前10時00分

○議長（堀江 隆臣君） おはようございます。

出席議員が定足数に達しておりますので、これより平成25年第4回上天草市議会定例会を開会いたします。

それでは会議に入ります。

本日の議事日程は、お手元に配付してあるとおりでございます。

---

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（堀江 隆臣君） 日程第1、会議録署名議員の指名をいたします。  
会議録署名議員に3番、平田晶子君、4番、何川雅彦君を指名いたします。

---

#### 日程第2 会期の決定

○議長（堀江 隆臣君） 日程第2、会期の決定については、去る5月17日及び5月27日に議会運営委員会が開催され、会期日程などについて協議されておりますので、議会運営委員長からの報告を求めます。

議会運営委員長。

○議会運営委員長（何川 雅彦君） おはようございます。

平成25年第4回上天草市議会定例会に当たり、5月17日と5月27日に委員会を開催し、調査、審査いたしましたので、その結果について御報告申し上げます。

会期日程につきましては、配付いたしております定例会日程表のとおり、本日6月3日が開会、提案理由説明、6月10日が議案質疑及び委員会付託、11日と12日の2日間一般質問を行います。常任委員会は、6月13日、14日、17日の3日間開催することとし、21日を最終日として委員長報告、採決、閉会とすることに決定いたしました。

また、今期定例会に付議されます議案等の取り扱いにつきましては、付託委員会及び議事日程等を慎重に審議し、全議案を本会議へ上程することと決定いたしました。

最後に、閉会中の継続審査及び調査の申し出をすることに決定いたしましたことを御報告申し上げます、委員長報告を終わります。

○議長（堀江 隆臣君） ただいまの委員長報告どおり決定いたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 隆臣君） 異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、委員長報告のとおり、19日間と決定いたしました。

---

#### 日程第3 諸般の報告

○議長（堀江 隆臣君） 日程第3、諸般の報告を行います。

まず、議員表彰について報告いたします。

去る5月22日に開催されました第89回全国市議会議長会定期総会におきまして、私と新宅靖司前副議長が、正副議長4年以上の職にあった者に対する全国市議会議長会会長表彰を受けました。また、市議会議員として15年以上の職にあった者に対する表彰に、田中勝毅議員、渡辺勝也議員、並びに桑原千知議員が、そして10年以上の職にあった者に対する表彰で、新宅靖司議員が表彰を受けました。伝達式は本定例会の最終日にとり行いますので御同意をお願いいたし

ます。

次に、熊本県市議会議長会、九州市議会議長会及び全国市議会議長会に出席いたしましたので御報告いたします。

去る4月4日、阿蘇市において開催されました第251回熊本県市議会議長会では、会務報告を承認し、議案の審議が行われました。今回提出された議案は、合志市提出の国民健康保険・介護保険の国庫負担割合の改善について、阿蘇市提出の国の責任ある農業政策の実施について、及び会長市提出の中九州地域の交通網の整備促進についての3件で、いずれも地域振興に関する重要案件であるため、原案のとおり可決され、熊本県14市共同提出議案として九州市議会議長会に提出することに決定し、閉会いたしました。

次に、4月25日、鹿児島市で開催されました第88回九州市議会議長会では、会長に鹿児島市の仮屋議長を選出し、平成24年度事務報告及び決算報告、平成25年度予算案及び各県から提出の23議案について審議が行われ、いずれも原案どおり承認されました。

なお、23議案のうち三つの議案につきましては、全国市議会議長会定期総会における九州部会提出議案とすることに決定いたしました。

次に、5月21日に東京のホテル、ルポール麹町で、第252回熊本県市議会議長会が開催され、会務報告の後、熊本県14市共同提出3議案を要望活動事項として熊本県選出国會議員の方々へ提出いたしました。

また、翌日の22日、日比谷公会堂で開催されました第89回全国市議会議長会定期総会では、会長挨拶、安倍内閣総理大臣、伊吹衆議院議長による来賓祝辞の後、役員改選で横浜市の佐藤議長を会長に選出し、市議会議員の特別表彰の贈呈が行われました。

表彰状贈呈式の後、議事に入り、一般事務及び会計報告、その後、各委員会からの会務報告が行われ、いずれも認定、承認がなされました。

次に、議案審議に入り、部会提出議案27件及び会長提出議案3件について審議が行われました。慎重審議の結果、いずれも地域振興に関する重要な案件であることから、政府に対し強く要望することとして、原案のとおり決定し、閉会いたしました。

次に、平成25年1月分から3月分の例月出納検査結果報告書が監査委員より提出され、議会事務局に保管してありますので、必要な方は御閲覧願います。

これで諸般の報告を終わります。

---

#### 日程第4 行政報告

**○議長（堀江 隆臣君）** 日程第4、行政報告。

市長から行政報告の申し出がありましたので、これを許します。

市長。

**○市長（川端 祐樹君）** 平成25年第4回定例市議会の開催に当たり、本年3月以降の行政の

主な取り組みについて、その概要を御報告申し上げます。

まず初めに、総務企画部門について御報告いたします。

新松島庁舎につきましては、去る4月26日に市議会議員の皆様を初め、関係者各位列席のもと落成式をとり行うとともに、落成イベントを開催し、多数の市民の皆様にご参加いただいたところです。

4町合併の協定項目であった本庁舎は、まさに上天草市民の融和の象徴であり、今後末永く市民に愛され、近隣のアロマと相まって、地域の新たなランドマークになることを期待しております。

なお、本庁舎は、5月7日に開庁式を開催し、市民サービスの提供を開始いたしました。

ふるさと納税につきましては、寄附をいただいた方が希望される施策の財源として活用させていただいているところです。平成24年度の実績としては、26件の個人、団体様から294万2,000円の寄附をいただき、千巖山の景観整備及びこども未来館の改修費用等の財源の一部として活用させていただいております。また、今年度は、既に3件の個人様から380万円もの寄附が寄せられているところであります。

次に、市民生活部門について御報告いたします。

熊本県下で初めての導入であります窓口業務の一部を民間会社に委託し、4月1日から市民サービスの拡充に向け、開始しております。また、窓口業務の一部を市内11カ所の郵便局に委託しまして、住民票など各種証明書の発行業務のサービスを提供し、同じく4月1日から開始させたところでもあります。ちなみに4月の実績としましては、総数32件の利用がなされております。

環境衛生課では、生活環境の整備としまして、有用微生物群、EM菌を活用し、関係区長の御理解のもと、大矢野川を水質改善モデル地区として川の再生を目指した、生活排水から始める環境浄化プロジェクトの実験的検証を始動させております。

次に、教育部門について報告いたします。

学校規模適正化基本計画に基づく今津中学校と教良木中学校の統合につきましては、統合準備委員会における新中学校の校名の決定を終え、これから校歌、校章等の制定、また2校による交流事業を実施し、来年4月の円滑な開校に向け、検討を重ねてまいります。

社会教育課では、去る3月30日、松島総合運動公園に整備しましたテニスコートの落成式を行い、4月2日から利用を開始いたしました。

次に、熊本県民体育祭天草大会実行委員会が去る4月23日に開催され、各種目の開催会場が決定いたしました。本市では軟式野球、ソフトテニス、バスケットボール、弓道、柔道の5種目に加え、公開競技である登山が開催されます。また、総合閉会式が松島総合センターアロマで行われることとなりました。住民参加により、心のこもった地域間交流を展開してまいります。

次に、経済振興部について報告いたします。

産業支援の取り組みにつきましては、海運業の振興策として、海運船員雇用環境醸成事業を創設しました。本事業は、厳しい就職活動を余儀なくされている学校卒業者等を船主の方々に雇用

いただき、6級海技士の資格取得のための人材育成を目的とした事業です。同じく、海運業の振興策として、海技士受験資格を有しない市民等を船員として雇用した場合の支援を行う新規船員雇用育成事業補助金を本年度より開始いたしました。

6次産業化の推進につきましては、平成24年度に開発された四柑ジャム、鯛の塩釜焼、たこステしょうゆこれ1本などを3月に行われた天草パールラインマラソン大会を機に販売を開始しました。また、5月3日からは上天草シーフードカレーを熊本駅構内のさんぱーるアンテナショップを初めとして販売を行っています。

以上で行政報告を終わらせていただきます。

**○議長（堀江 隆臣君）** 行政報告を終わります。

---

- 日程第 5 議案第 44号 上天草市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 6 議案第 45号 上天草市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 7 議案第 46号 上天草市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 8 議案第 47号 上天草市立学校設置条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 9 議案第 48号 上天草市公民館条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 10 議案第 49号 上天草市立図書館条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 11 議案第 50号 平成25年度上天草市一般会計補正予算（第1号）
- 日程第 12 議案第 51号 財産の無償譲渡について
- 日程第 13 報告第 1号 平成24年度上天草市一般会計予算繰越明許費繰越計算書の報告について
- 日程第 14 報告第 2号 平成24年度上天草市公共下水道事業特別会計予算繰越明許費繰越計算書の報告について
- 日程第 15 報告第 3号 平成24年度上天草市立上天草総合病院事業会計予算繰越計算書の報告について
- 日程第 16 報告第 4号 上天草市障がい者計画の策定の報告について

**○議長（堀江 隆臣君）** 日程第5、議案第44号から日程第16、報告第4号までの以上12件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

市長。

**○市長（川端 祐樹君）** 今定例会に提案いたします議案は、上天草市消防団員の定員、任免、

給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例など条例議案6件、平成25年度上天草市一般会計補正予算の予算議案1件、財産の無償譲渡についての議案1件、平成24年度上天草市一般会計予算繰越明許費繰越計算書など報告議案4件、人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについての諮問議案1件、上天草市職員懲戒審査委員会委員の任命につき同意を求めることについての同意議案1件の計14議案を提出いたしております。

各議案の詳しい内容及び説明、提案理由につきましては、所管部長から説明いたしますので、議員の皆様方におかれましては、御審議いただきまして、御承認賜りますよう、お願い申し上げます。

**○議長（堀江 隆臣君）** 次に、執行部より順次議案内容の説明を求めます。

まず、議案第44号を総務企画部長。

**○総務企画部長（坂中 孝臣君）** おはようございます。

議案第44号、上天草市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

今回の提案は、少子高齢化が進む中、各分団において消防団員の定数確保は喫緊の課題でありますので、本市に勤務する者が消防団員となれるよう、条例の改正を行うものでございます。

まず、議案説明資料の1ページをお願いいたします。

上天草市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例第3条第1号、当該消防団の区域内に居住する者に、又は勤務を加えまして、本市に居住していない者でも勤務している者であれば消防団員の資格要件を満たすという内容に改めるものでございます。

提案理由といたしましては、条例を設け、または改廃するときは、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を経る必要がございます。

御審議いただきますようお願い申し上げます。

以上でございます。

**○議長（堀江 隆臣君）** 次に、議案第45号を建設部長。

**○建設部長（楠本 金生君）** おはようございます。

議案第45号、上天草市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について御説明いたします。

改正の理由といたしまして、平成25年政令第294号、道路法施行令及び道路整備特別措置法施行令の一部を改正する政令により、道路法施行令第7条の第2号から第4号までを2号ずつ繰り下げ、第1号の次に第2号、第3号を加える。

一部改正の新旧対照表は議案説明資料2ページをごらんください。

改正の第7条第2号に掲げる工作物といたしまして、太陽光発電施設及び風力発電施設でありまして、占用面積1平方メートルにつき1年、1,200円とするものでございます。

次に、第7条第3号に掲げる施設といたしまして、津波からの一時的な避難場所としての機能を有する堅固な施設でありまして、同じく占用面積1平方メートルにつき1年間、占用面積掛け

ることの0.025円を乗じて計算するものでございます。

これが改正する理由でございます。

提案の理由といたしまして、道路施行令の一部を改正する政令の施行に伴い、関係規定を整備する必要がございます。これが議案を提出する理由でございます。

御審議のほどよろしく申し上げます。

**○議長（堀江 隆臣君）** 次に、議案第46号を市民生活部長。

**○市民生活部長（大谷 達巳君）** おはようございます。

議案書の4ページをお開きください。

議案第46号、上天草市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について御説明いたします。

別冊の議案説明資料に沿って改正点を説明いたします。議案説明資料の3ページをお開きください。

条例第3条については、国民健康保険の被保険者にかかわる所得割額について、基礎控除後の総所得額に乘ずる割合を改正前の100分の7から改正後の100分の8.3に改めるものでございます。

第5条については、被保険者均等割額を被保険者1人当たり2万1,000円から2万4,000円に改めるものでございます。

第6条については、後期高齢者支援金等課税額の所得割額について、基礎控除後の総所得額に乘ずる割合を100分の3から100分の2.3に改めるものでございます。

第7条については、後期高齢者支援金等課税被保険者の資産割額を削除するものでございます。

第7条の3については、後期高齢者支援金等課税額の世帯平等割額を改正するもので、改正前のそれぞれの金額を、特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯については4,000円、特定世帯は2,000円、特定継続世帯は3,000円と改めるものでございます。

4ページをお開きください。

第8条については、介護納付金課税被保険者にかかわる所得割について、基礎控除後の総所得額に乘ずる割合を100分の1から100分の1.2に改めるものでございます。

第9条については、介護納付金課税被保険者の資産割額を削除するものでございます。

第9条の2については、介護納付金課税被保険者の均等割額を1人当たり5,500円から9,000円に改めるものでございます。

第23条につきましては、国民健康保険税の減額について定めたものでございます。第1項のアにつきましては、7割軽減世帯の均等割額の軽減額を定めたもので、第5条で定めた金額から1人当たり1万6,800円減額に改めるものです。

続きまして、5ページをごらんください。

同項エについては、後期高齢者支援金等課税額の世帯平等割額の7割軽減世帯について定めたもので、第7条の3で定めた改正前のそれぞれの金額を、特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯



については2,800円、特定世帯は1,400円、特定継続世帯は2,100円を軽減するものです。また、同項オにつきましては、第9条の2で定めた金額から、介護納付金課税被保険者の均等割額を1人当たり6,300円軽減に改めるものでございます。同条第2項アについては、5割軽減世帯の軽減について定めており、内容は第5条で定めた金額から1人当たり被保険者均等割額を1万2,000円軽減に改めるものでございます。

同項エについては、後期高齢者支援金等課税額の世帯平等割額の5割軽減世帯について定めたもので、第7条の3で定めたそれぞれの金額から、特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯については2,000円、特定世帯は1,000円、特定継続世帯は1,500円軽減するものでございます。また、同項オについては、第9条の2で定めた金額から、介護納付金課税被保険者の均等割額を1人当たり4,500円軽減に改めるものでございます。

6ページをごらんください。

同条第3項アにおいては、2割軽減世帯の軽減について定めており、内容としましては、第5条で定めた金額から1人当たり被保険者均等割額を4,800円軽減するものです。

同項エについては、後期高齢者支援金等課税額の世帯平等割額の2割軽減世帯について定めたもので、第7条の3で定めたそれぞれの金額から、特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯については800円、特定世帯は400円、特定継続世帯は600円軽減するものです。また、同項オについては、第9条の2で定めた金額から、介護納付金課税被保険者の均等割額を1人当たり1,800円軽減に改めるものでございます。

次に、議案書の5ページをお開きください。

附則第1条において、この条例は公布の日から施行し、改正後の規定は平成25年4月1日から適用するものでございます。

提案理由といたしましては、国民健康保険の財源不足を解消し、財政基盤の安定化を図る必要があるため、税率を改定する必要があります。

これがこの議案を提出する理由でございます。御審議の上、御賛同方よろしくお願いいたします。

**○議長（堀江 隆臣君）** 次に、議案第47号から議案第49号まで3件を教育部長。

**○教育部長（寺本 正和君）** おはようございます。

議案第47号、上天草市立学校設置条例の一部を改正する条例の制定について御説明いたします。

議案書6ページ、説明資料7ページをごらんください。

上天草市立学校設置条例の一部を改正する条例、上天草市立学校設置条例、平成16年上天草市条例第166号の一部を次のように改正する。

第3条の表名称の欄中、上天草市立今津中学校を上天草市立松島中学校に改め、上天草市立教良木中学校の項を削る。

この条例は平成26年4月1日から施行する。

提案の理由としまして、上天草市学校規模適正化基本計画に基づき、上天草市立今津中学校と上天草市立教良木中学校とを統合し、上天草市立松島中学校とするため、関係法規の整備を行う必要があります。これが本議案を提出する理由であります。よろしく申し上げます。

続きまして、議案第48号、上天草市公民館条例の一部を改正する条例の制定について説明します。

議案書7ページ、説明資料8ページをごらんください。

上天草市公民館条例の一部を改正する条例。

上天草市公民館条例、平成16年上天草市条例174号の一部を次のように改正する。

別表第1中、地区公民館、上天草市今津公民館、上天草市松島町合津4276番地23を、地区公民館、上天草市今津地区公民館、上天草市松島町合津4276番地44に改める。

提案の理由としまして、上天草市今津公民館の地番変更に伴い、関係規定を整備する必要があります。これがこの議案を提出する理由です。

この条例の一部改正は、今津地区公民館の位置、番地を変更するものです。松島総合運動公園の地番変更に伴い、松島総合センターアロマ内に置いている今津地区公民館の位置を変更するためのものでございます。関係規定を整備するものです。よろしく願いいたします。

続きまして、議案第49号、上天草市立図書館条例の一部を改正する条例の制定について説明します。

議案書8ページ、説明資料9ページをごらんください。

上天草市立図書館条例の一部を改正する条例。

上天草市立図書館条例、平成16年上天草市条例第175号の一部を次のように改正する。

第2条の表、上天草市立中央図書館の項中、上天草市松島町合津4276番地23を、上天草市松島町合津4276番地44に改める。

提案の理由としまして、上天草市立中央図書館の地番変更に伴い、関係規定を整備する必要があります。これがこの議案を提出する理由です。

この条例の一部改正は、中央図書館の位置、番地を変更するものです。同じく松島総合運動公園の地番変更に伴い、松島総合センターアロマ内に設置しております中央図書館の位置を変更するため、関係規定を整備するものでございます。よろしく申し上げます。

**○議長（堀江 隆臣君）** 次に、議案第50号及び議案第51号を総務企画部長。

**○総務企画部長（坂中 孝臣君）** 議案第50号と議案第51号について申し上げます。

議案第50号、平成25年度上天草市一般会計補正予算第1号について御説明申し上げます。

皆さん方のお手元に説明を申し上げる文を配付しておりますので、よろしく願いいたします。なお、50万円以下の補正につきましては省略させていただきます。

予算書1ページをお願いいたします。

今回の補正予算は、主に国の緊急経済対策事業により追加されたJAあまくさ集荷場建設に係る補助金の計上、平成24年度に前倒しとなりました当初予算の減額、公用車の集中管理に伴う

予算組み替えなどがございます。歳入歳出それぞれ6,863万6,000円を追加し、予算総額を156億4,463万6,000円とするものであります。

歳入の主なものについて御説明申し上げます。10ページをお願いいたします。

55款分担金及び負担金15項負担金を予算の見直しにより640万円減額しております。

65款国庫支出金15項国庫補助金435万7,000円を減額しております。

内訳としまして、15目民生費国庫補助金の154万3,000円の増額は、生活保護システム委託事業に係るセーフティネット支援対策等充実事業費国庫補助金の計上でございます。

30目土木費国庫補助金の1,590万円の減額は、当初予算に計上した港湾事業及び公営住宅改修事業に国の緊急経済対策を受け24年度に前倒ししたことによるものでございます。

40目教育費国庫補助金の1,000万円の増額は、維和小学校体育館改修事業に係る学校施設環境改善交付金の計上でございます。

65款国庫支出金20項委託金99万2,000円の増額は、公民館等を中心とした人材育成事業に係る地域活性化人材育成支援事業委託金の計上でございます。

70款県支出金15項県補助金を1億2,493万円増額しております。

内訳としまして、10目総務費県補助金の309万5,000円の増額は、コミュニティービジネス支援に係る地域づくり夢チャレンジ事業推進補助金の計上でございます。

20目衛生費県補助金1,450万円の増額は、海岸漂着ゴミ対策事業に係る地域環境保全対策費等補助金の計上でございます。

25目農林水産業費県補助金の1億459万1,000円の増額は、あまくさ農業協同組合が実施する集荷場建設に係る補助金等10節農業費補助金の増額、松くい虫伐倒駆除等に係る15節林業費補助金の増額、当初予算に計上した漁港事業を、国の緊急経済対策により24年度に前倒しをしたことによる25節漁港費補助金の減額の計上でございます。

30目商工費県補助金の274万4,000円の増額は、トレッキングイベント及びプロモーションフォーラムに係る地域づくり夢チャレンジ事業推進補助金の計上でございます。

70款県支出金20項委託金115万円の増額は、大矢野中学校における子供たちの自立支援事業等に係る自立支援研究校委託金の計上でございます。

95款諸収入35項雑入の365万1,000円の増額は、バスラッピング事業の財源組み替え及び集会所整備、交流促進事業に対する財団法人からの助成金の計上でございます。

99款市債10項市債5,140万円を減額しております。内訳としまして、55目過疎対策事業債は、当初予算に計上された事業を、国の緊急経済対策により24年度に前倒したことによる7,440万円の減額でございます。

96目全国防災事業債は、維和小学校体育館の改修事業の計上による2,300万円の増額でございます。

続きまして、歳出予算の主な内容について御説明を申し上げます。

14ページをお願いいたします。

10款議会費10項議会費の192万8,000円の増額は、研修視察に係る事業の計上でございます。

15款総務費10項総務管理費は、1,201万6,000円の増となっております。

内訳としまして、10目一般管理費77万9,000円の増額は、電話交換手を嘱託職員から臨時職員に変更したことにより、1節報酬から7節賃金に補正したものでございます。福祉課へ配置する研修職員を採用することによりまして、7節賃金の増、大矢野庁舎の公用車を監理課が集中管理したことに伴いまして、14節使用料及び賃借料の減のほか4件の計上でございます。

30目財産管理費208万5,000円の増額は、市有地の木の伐採委託料及び大矢野庁舎進入路の改修工事の計上でございます。

35目監理費221万7,000円の増額は、監理課が大矢野庁舎の公用車を集中管理したことに伴いまして、需用費ほか3件の計上でございます。

40目窓口センター費70万5,000円の増額は、嘱託職員を臨時職員に変更したことによりまして、1節報酬から7節賃金に補正したものでございます。市民窓口課が松島庁舎の公用車を集中管理したことによる11節需用費の計上でございます。

45目企画費623万円の増額は、バスラッピング委託事業を天草・宇土半島地域広域連携事業負担金に組み替えたこと、集会所改修に係るコミュニティ助成事業、交流促進事業等の計上でございます。

20款民生費15項児童福祉費が164万円の減額となっておりますのは、研修職員を総務課において臨時職員として採用することによる計上でございます。

20款民生費20項生活保護費の154万4,000円の増額は、生活保護システム改修委託料の計上でございます。

25款衛生費15項清掃費の250万円の増額は、海岸漂着ゴミ対策事業の計上でございます。

35款農林水産業費10項農業費は、総額1億3,425万5,000円の増額となっております。

内訳としまして、20目農業振興費の1億4,642万円の増額は、あまくさ農業協同組合が実施する集荷場建設に係る補助金ほか2件の計上です。

30目農地費の1,417万円減額は、当初予算に計上しました県営事業負担金が、国の緊急経済対策により24年度に前倒しされたことによる計上でございます。

40目施設監理費187万円の増額は、海岸漂着ゴミ対策事業ほか1件の計上でございます。

35款農林水産業費15項林業費の615万8,000円の増額は、松くい虫伐倒駆除事業に係る県支出金の増額による計上でございます。

35款農林水産業費20項水産業費が9,700万円の減額となっております。

内訳としまして、15目水産振興費300万円の増額は、海岸漂着ゴミ対策事業の計上でございます。

25目漁港建設費1億円の減額は、当初予算に計上した漁港事業を、国の緊急経済対策により24年度に前倒ししたことによる計上でございます。

40款商工費10項商工費287万4,000円の増額は、トレッキングイベント及びプロモーション

フォーラム事業等の計上でございます。

45款土木費15項道路橋りょう費は、事業費の増減はございませんが、工事請負費を用地購入費及び補償費に組み替えるものでございます。

45款土木費20項河川費の100万円の減額は、当初予算に計上した県事業負担金が、国の緊急経済対策により24年度に前倒しをしたことによる計上でございます。

45款土木費25項港湾費が1,700万円の減額となっております。

内訳としまして、10目港湾管理費の700万円の増額は、海岸漂着ゴミ対策事業の計上でございます。

15目港湾建設費の2,400万円の減額は、当初予算に計上した港湾事業を、国の緊急経済対策により24年度に前倒しをしたことによる計上でございます。

45款土木費35項住宅費の1,292万6,000円の減額は、当初予算に計上した市営住宅改修事業を、国の緊急経済対策により24年度に前倒ししたことによる計上でございます。

50款消防費10項消防費は、事業費の増減はございませんが、松島庁舎に設置する防災行政無線関係経費を、13節委託料及び14節使用料及び賃借料から15節工事請負費に組み替えるものでございます。

55款教育費10項教育総務費の309万2,000円の増額は、今津中学校、教良木中学校の統合に伴う閉校記念式典事業交付金及び大矢野中学校区における研究費に係る19節負担金補助及び交付金ほか4件の計上でございます。

55款教育費15項小学校費2,150万円の増額は、維和小学校体育館の改修事業の計上でございます。

55款教育25項社会教育費58万円の増額は、公民館等を中心とした人材育成事業等の計上でございます。

55款教育費30項保健体育費の90万5,000円の増額は、大矢野総合体育館の券売機購入及び松島総合運動公園の草刈り機購入等の計上です。

75款予備費10項予備費の1,134万3,000円の増額は、国の緊急経済対策により24年度に前倒しをしたことと、国県補助金の内示を受けたこと等により確保された一般財源の計上でございます。

以上が補正予算の概要でございます。

提案理由といたしまして、予算を定めるには、地方自治法第96条第1項第2号の規定により、議会の議決を経る必要がございます。

御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

続きまして、議案第51号、財産無償譲渡について御説明申し上げます。

建物について、次のように無償で譲渡するものでございます。

無償譲渡をする建物。所在地、上天草市大矢野町上3148番地88。構造、木造平屋建て2棟でございます。延床面積、旧校長住宅49.68平方メートル、旧教頭住宅49.68平方

メートル、合計99.36平方メートル。

無償譲渡をする相手方としまして、住所、上天草市大矢野町上3208番地。氏名、吉田豊。

無償譲渡をする理由といたしまして、旧上天草市立上北小学校の教員住宅について、土地の賃貸借契約の解除に係る土地の返還に伴い、現状回復のため解体をする必要が生じましたが、経費の削減を図るため、無償譲渡をするものでございます。

提案理由といたしまして、財産を無償で譲渡するには、地方自治法第96条第1項第6号の規定により、議会の議決を経る必要がございます。

御審議いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

**○議長（堀江 隆臣君）** 次に、報告第1号を総務企画部長。

**○総務企画部長（坂中 孝臣君）** 報告1号。お手元に配付しております報告第1号の繰越計算書をごらんいただきたいと思います。

地方自治法施行令第146条第2項の規定により、普通地方公共団体の長は、繰越明許費に係る歳出予算の経費を翌年度に繰り越したときには、翌年度の5月31日までに繰越計算書を調整し、これを議会に報告しなければならないとなっておりますので、ただいまから、報告第1号、平成24年度上天草市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について御説明申し上げます。

なお、主な繰越事業として、繰越額5,000万円以上の事業について御報告いたします。

大矢野・松島漁村再生交付金事業繰越額9,000万円、水産流通基盤整備事業繰越額2億8,962万8,000円、地域総合整備資金貸付金事業繰越額1億円、社会資本整備総合交付金、港湾改修のための事業でございます、繰越額2億9,450万9,000円、天草広域連合消防費負担金事業6,803万8,000円、中学校校舎営繕事業繰越額3億1,430万円など、繰越総額14億7,447万8,000円となりました。

以上で報告を終わります。よろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

**○議長（堀江 隆臣君）** 次に、報告第2号を建設部長。

**○建設部長（楠本 金生君）** 報告第2号を説明いたします。

御手元に配付しております報告第2号の繰越計算書をごらんいただきたいと思います。

地方自治法施行令第146条第2項の規定により、普通地方公共団体の長は、繰越明許費に係る歳出予算の経費を翌年度に繰り越したときには、翌年度の5月31日までに繰越計算書を調整し、次の会議において、これを議会に報告しなければならないとなっております。

報告第2号、平成24年度上天草市公共下水道事業特別会計予算繰越明許費繰越計算書の報告について説明いたします。

合津終末処理場汚泥処理設計業務委託費640万円、合津終末処理場汚泥処理施設改築工事委託費2,000万円で、繰越総額は2,640万円になりました。

以上で報告を終わります。よろしくお願いいたします。

**○議長（堀江 隆臣君）** 次に、報告第3号を病院事務部長。

○上天草総合病院事務部長（松本 精史君） 報告第3号、平成24年度上天草市立上天草総合病院事業会計予算繰越計算書の報告について御説明いたします。

別冊の報告書をごらんいただきますようお願いいたします。

病院空調機器改修事業の遅延に伴い、地方公営企業法第26条第1項の規定によりまして、建設改良費を別冊繰越計算書のとおり繰り越ししましたので、同条第3項の規定によりまして報告するものでございます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（堀江 隆臣君） 次に、報告第4号を健康福祉部長。

○健康福祉部長（静谷 正幸君） おはようございます。

議案書14ページをお願いいたします。

報告第4号、上天草市障がい者計画の策定について報告させていただきます。

障害者基本法第11条第3項の規定に基づき、別冊のとおり、上天草市障がい者計画を策定いたしましたので御報告いたします。

本市における障がい者のための施策に関する基本的な事項を定め、全ての障がい者が安心して自立した生活を送るための総合的な計画として推進していくものであります。

計画の期間及び構成は、平成25年度から平成29年度までの5カ年間の計画としております。全5章からの構成となっております。

第1章が計画の概要、第2章が背景、第3章が基本的な方針、第4章が施策の展開、第5章が計画の推進となっております。

なお、本計画の策定に当たっては、障がい者の日常生活や社会生活の現状を把握するとともに、その意見や要望を計画に反映するため、市内に在住される身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の保持者の中から無作為に600名を抽出いたしまして、アンケートを実施しております。また、関係団体や関係事業所などとのヒアリングを実施し、障がい者福祉計画策定検討委員会において審議を経て策定いたしました。

障害者基本法第11条第8項の規定により御報告いたします。

以上です。

○議長（堀江 隆臣君） 以上で執行部からの議案内容の説明が終わりました。

日程第17 諮問第1号 人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて

○議長（堀江 隆臣君） 次に日程第17、諮問第1号、人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについてを議題といたします。

諮問第1号について提案理由の説明を求めます。

市長。

○市長（川端 祐樹君） 議案書の15ページをお願いいたします。

人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて、次の者を人権擁護委員候補者

として推薦したいので、議会の意見を求めるものでございます。

住所、上天草市姫戸町二間戸760番地。

氏名、竹中正顯。

生年月日、昭和25年1月9日。

提案理由としましては、人権擁護委員の候補者を推薦する場合は、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を聞く必要がございます。これがこの議案を提出する理由であります。御審議いただきますようよろしくお願いいたします。

**○議長（堀江 隆臣君）** 以上で提案理由の説明が終わりました。

---

日程第18 同意第2号 上天草市職員懲戒審査委員会委員の任命につき同意を求めることについて

**○議長（堀江 隆臣君）** 次に、日程第18、同意第2号、上天草市職員懲戒審査委員会委員の任命につき同意を求めることについてを議題といたします。

同意第2号について、提案理由の説明を求めます。

市長。

**○市長（川端 祐樹君）** 議案書の16ページをお願いいたします。

同意第2号、上天草市職員懲戒審査委員会委員の任命につき同意を求めることについて、次の者を上天草市職員懲戒審査委員会委員に任命したいので、地方自治法施行規程第17条第3項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

市の職員の氏名は、大谷達巳。市民生活部長です。

生年月日、昭和29年1月31日。

提案理由といたしましては、上天草市職員懲戒審査委員会委員を任命するには、地方自治法施行規程第17条第3項の規定により、議会の同意を得る必要がございます。欠員による上程でございます。よろしくお願いいたします。

**○議長（堀江 隆臣君）** 以上で提案理由の説明が終わりました。

これをもって、本日の議事日程は終了いたしました。あす4日から7日までは議案研究のため休会し、次の本会議は10日の午前10時から質疑、委員会付託となっております。

なお、質疑をされる方は、6日木曜日の午後3時までに通告書の提出をお願いいたします。

また、一般質問をされる方は、あす4日の午後4時までに通告書の提出をお願いいたします。

本日はこれにて散会いたします。

散会 午前10時48分